

平成 15 年 度
経済産業省委託調査

平成 15 年度企業財務健全化促進調査研究
「個人投資家の金融商品に対する意識に関する調査研究」
金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査

平成 16 年 3 月
株式会社 大和総研

目次

| | |
|------------------------------|------|
| 「金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査」の概要 | P.1 |
| アンケート結果の概要 | P.2 |
| 金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査＜回答結果＞ | P.5 |
| 金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査＜質問表＞ | P.45 |

「金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査」の概要

1. 目的

産業金融を抜本的に強化し、経済活性化を実現するためには、企業が資金調達を行うに当たり多様な資金の流れを構築する必要がある。そこで、約 1,400 兆円とも言われている個人資産を有効活用することが注目されており、産業構造審議会産業金融部会「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」における検討をはじめ、政府においても、検討が進んでいるところ。

こうした背景を踏まえ、個人投資家の金融所得税制に関する意識等を詳しくアンケート調査・分析し、今後の政策の検討に活用していくものとする。

2. アンケート調査実施対象

個人投資家の金融所得税制への意識等について調査・分析するに当たって、より専門的な事項を効果的に調査する観点から、個人に対して投資の助言を行う機会の多いファイナンシャル・プランナーの認識に着目することとした。

そこで、ファイナンシャル・プランナーの中でも、特に日本 FP 協会（日本ファイナンシャルプランナーズ協会：以下「日本 FP 協会」という）の認定を受けた、高度専門知識を持つ CFP（Certified Financial Planner）で、独立して営業を行っている者に絞って実施した。

なお、日本 FP 協会の協力を得て同協会ホームページ上にアンケート調査票を掲載し、回答者が直接入力（回答）するシステムとした。

3. アンケート調査期間

平成 16 年 3 月 8 日（月）～3 月 22 日（月）

4. 回答率

| | |
|----------------|---------|
| 日本 FP 協会認定 CFP | 1,841 人 |
| 回答者数 | 503 人 |
| 回答率 | 27.3% |

アンケート結果の概要

1. 金融所得課税の現状に対する評価

まず、現行税制の評価についてであるが、一連の証券税制改革のうち、顧客が最も評価している改正項目としては、「5年間税率を10%に軽減したこと」を挙げる回答が67.0%と最も多かった。(Q10)

FPとして業務を行う上で、顧客に税制について助言を行う際に最も困る点としては、税制が頻繁に改正される点を挙げる回答が60.8%、税制が複雑すぎる点を挙げる回答が59.2%と、それぞれ6割近くを占めた。(Q11)

2. 金融所得課税の今後のあり方

(1)基本的な方向性

課税の枠組み

現在の金融所得の課税方法は、商品や所得の種類ごとに税率や課税方法が異なる制度となっている。このような税制については「複雑でわかりにくく、金融商品間でも税負担のバランスがとれていないため、統一化・簡素化すべきである」との回答が81.7%と最も多かった。(Q12)

税率の格差

税率については、「金融商品間で差が生じないよう一本化すべき」との回答が49.1%と最も多かった。(Q13)

損失の通算

リスクを負った投資の促進のためには、金融商品の損失の幅広い通算を認めるべきか否かについては、84.9%が「認めるべき」と回答している。(Q14)

譲渡損の通算を幅広く認めると、損失を前倒しで実現し、利益の実現を遅らせる可能性があるとの指摘に対しては、「その可能性がある」とする回答は21.7%に過ぎず、「戻ってくるキャッシュ・フローが減少することには違いなく、損失の実現は回避すると思われる」との否定的な回答が44.9%を占めた。(Q15)

株式・投資信託などのリスク商品への投資促進のためには、「リスク商品の損失を幅広く通算できる方法」と「リスク商品の利益を非課税とする方法」のいずれが望ましいかについては、「前者が望ましい」との回答が、条件付のものも含め、64.2%を占めた。損益通算を支持する意見の中では、金融所得間のみならず給与所得・事業所得などの総合課税の所得との通算まで求める意見が比較的多く、4割強を占めた。(Q16)

ペイオフによる預金の損失については、「何らかの形で、他の所得との通算を認めるべき」との回答が75.7%を占めた。通算の範囲としては、金融所得のみならず、給与所得・事業所得などの総合課税の所得との通算まで求める意見が特に多く、「通算を認めるべき」との回答の約57%を占めた。(Q17)

(2)課税の一元化

一元化への賛否

金融商品の損益を通算した上で、同じ税率を適用する金融所得課税の一元化については、回答者の約4分の3(74.6%)が賛成であり、個人投資家は金融所得課税一元化を望ましいと考えていることが推察される。(Q18)

一元化の範囲

一元化の範囲については、「少なくとも預貯金は含めるべき」との回答が76%と4分の3を超えた。「保険」についても過半数が「含めるべき」と回答している。「商品取引関連も含めるべき」との回答も44%を占めた。(Q19)

給与所得・事業所得などとの通算について

金融商品間で通算した結果、損失が残る場合に、その損失は、給与所得・事業所得などの総合課税の所得との通算を認めるべきか否かについては、7割弱(68.0%)が「認めるべき」と回答している。(Q20)

損失の繰越

損失の繰越期間については、現行の上場株式等の譲渡損と同じく、「3年程度でよい」とする回答が46.9%と半分近くを占め、次いで「5年程度でよい」とする回答が22.7%を占めた。(Q21)

税率の水準

税率の水準については、選択肢の中で最も低い、「地方税も含めた総合課税の最低税率(15%)程度が妥当」とする意見が、46.5%と半分近くを占めた。(Q22)

(3)配当二重課税

配当二重課税の調整については、「株式の魅力を高めるために調整は必要である」との回答が約5割(47.1%)に達し、「調整は必要であるが、あまり複雑な方法は望ましくない」との回答(42.5%)とあわせると、約9割(89.6%)がその必要性を指摘し、必要性を感じていないのは7.0%に過ぎなかった。(Q23)

(4)納税方法

源泉徴収のみで納税が完了する金融商品と、確定申告が必要な商品と比べた場合、確定申告が必要な商品是不利であるかという質問に対し、「不利ではない」との回答が54.7%と過半を占めたが、「不利である」との回答も4割以上を占めた。制度を中立的に設計するに当たっては、全ての金融商品について納税方法を可能な限り簡素化・標準化する点に留意することが重要である一方、税率その他の要素とのバランス次第で申告制度も納税制度として広く浸透しうる土壌がある。(Q24)

全ての金融商品の納税方法を申告納税に統一すべきか否かについては、「統一すべき」との回答 27.6%と、「将来的には統一すべきだが、当面は源泉徴収も併用」との回答 40.6%とをあわせると、申告納税への統一を支持する意見は、全体の 68.2%と 7 割弱を占める。(Q25)

源泉徴収を残す場合には、源泉分離課税と申告不要方式のいずれが望ましいかについては、59.9%が「申告不要方式」を支持した。(Q26)

確定申告した場合の税率を 10%、しなかった場合は 20%で源泉徴収される場合は、回答者の 81.7%は「確定申告を選択する」と回答しており、税率が軽減されるのであれば、必ずしも申告納税を不利と考えない傾向がわかる。(Q27)

証券税制改革で導入された特定口座を、顧客が積極的に利用しているか否かについては、「利用している」との回答が 40.2%を占めた。しかし、「利用していない」との回答(17.5%)もあり、「わからない」との回答 38.6%と併せて考えると、特定口座を活用した投資が十分に進んでいない可能性もある。(Q28)

特定口座の取引対象・管理対象を今後拡大していくべきかについては、「拡大していくべき」との回答が 48.7%を占めた。しかし「現状のままでよい」(29.2%)、「特定口座を廃止すべきである」(17.7%)との回答を合計すると 46.9%であり、特定口座の対象拡大に否定的な回答もほぼ拮抗している。(Q29)

特定口座を設ける証券会社・金融機関を決定するに当たり顧客が何を重視するかについては、「ニーズに応じて複数の証券会社・金融機関に特定口座を設けることができるため、一概には言えない」との回答が 50.3%と過半数を占め、「投資アドバイス機能が充実していること」を挙げる意見が 22.9%とこれに続いた。(Q30)

納税者番号制度については、「導入すべき」との回答が 31.6%、「実質的な課税の公平を維持するためには導入もやむを得ない」とする回答が 49.1%で、合計すると 80.7%が導入を支持した。(Q31)

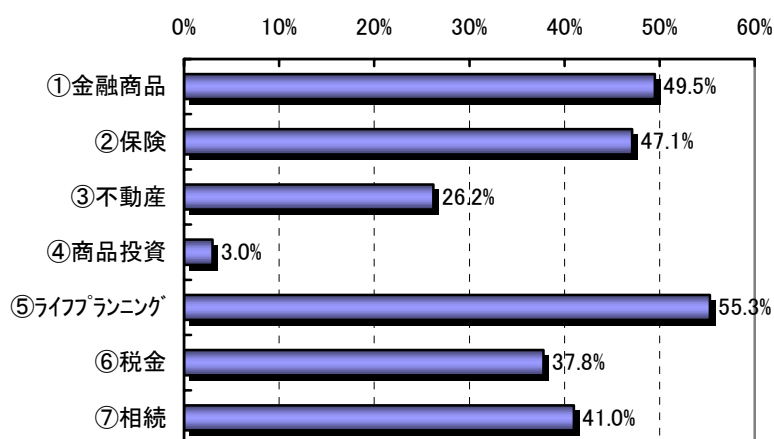
「導入すべきでない」と回答した者でも、「納税者番号制度を選択した納税者に限り金融所得の幅広い損益通算を認めるという方法」、「選択しなかった納税者より低い税率を適用する方法」といったインセンティブ付きの導入であれば、それぞれ、17.9%、14.1%が納税者番号制を受け入れられると回答している。(Q32、Q33)

金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査<回答結果>

1.はじめに

Q1 あなたは、どのような分野がご専門ですか？(複数回答可)

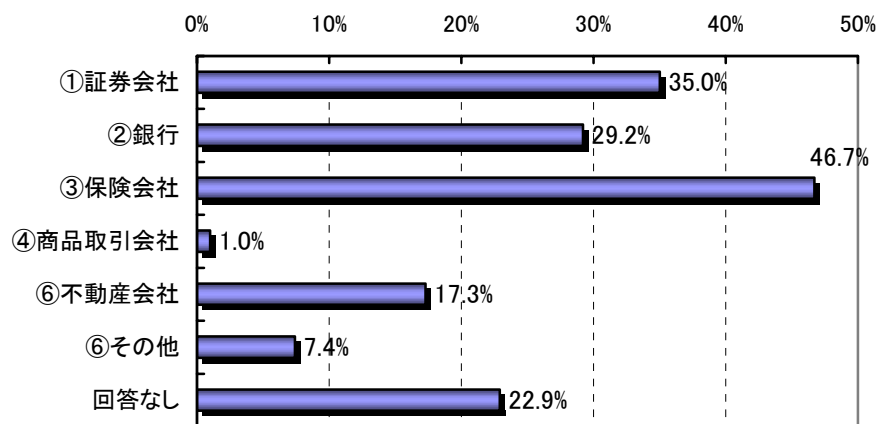
| | |
|-------------------------|------|
| 金融商品(株式、投資信託、公社債、預貯金など) | 249人 |
| 保険 | 237人 |
| 不動産 | 132人 |
| 商品投資 | 15人 |
| ライフプランニング | 278人 |
| 税金 | 190人 |
| 相続 | 206人 |



FPの業務の性格上、ライフプランニングが多いのは当然として、「金融商品」を専門とする回答者も49.5%を占めている。「税金」を専門とする回答者は4割弱(37.8%)である。少なくとも相続税関係の知識はあると推察される「相続」を専門とする回答者も含めると、税制を専門とする回答者(重複分を除く)は全体の52.7%を占める。

Q2 契約関係等、関係の深い金融業者等があれば、お教えてください？（複数回答可）

| | |
|--------|------|
| 証券会社 | 176人 |
| 銀行 | 147人 |
| 保険会社 | 235人 |
| 商品取引会社 | 5人 |
| 不動産会社 | 87人 |
| その他 | 37人 |
| 回答なし | 115人 |



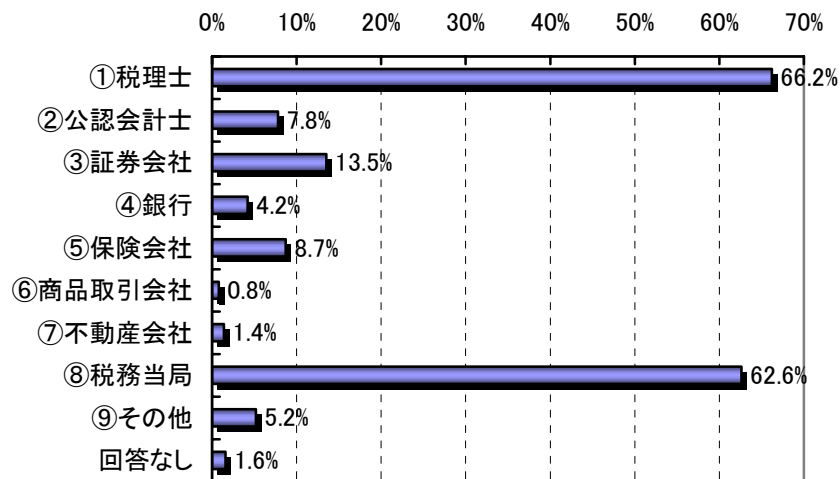
関係の深い業者については、「保険会社」が46.7%を占めて最も多く、次いで「証券会社」(35.0%)、「銀行」(29.2%)であった。

「その他」の主な内容は次のとおりであった。

| | | | |
|---------------|---------|-----------|-----------------|
| 金融機関 7 | FP 関連 5 | 建設・住宅関連 5 | 投資顧問会社・投資信託関連 3 |
| 消費者金融・リース関連 2 | なし 5 | | |

Q3 税制について不明な点があれば、誰に照会されますか？(複数回答可)

| | |
|--------|-------|
| 税理士 | 333 人 |
| 公認会計士 | 39 人 |
| 証券会社 | 68 人 |
| 銀行 | 21 人 |
| 保険会社 | 44 人 |
| 商品取引会社 | 4 人 |
| 不動産会社 | 7 人 |
| 税務当局 | 315 人 |
| その他 | 26 人 |
| 回答なし | 8 人 |



税制の照会先は、「税理士」、「税務当局」が圧倒的であった。複数回答が多く、様々な手段を用いて調べているというのが実状のようである。

「その他」の主な内容は、次のとおりであった。

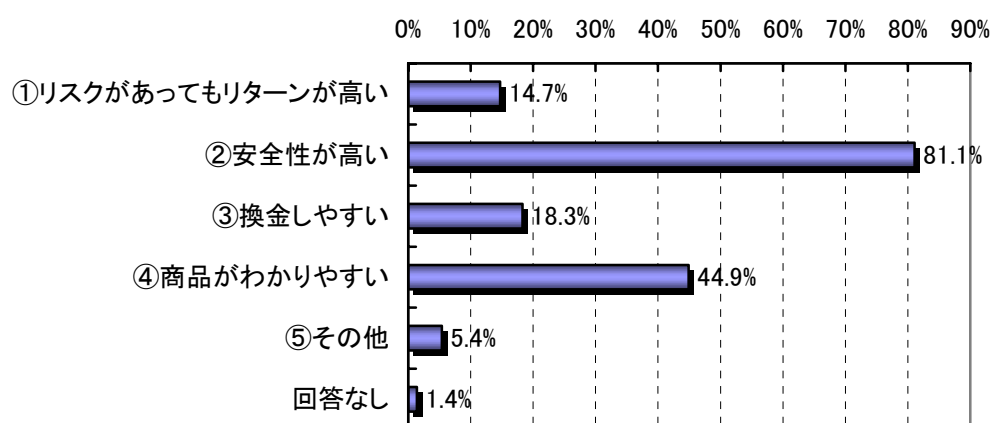
インターネット 7 自分で対応 5 青色申告会 2 FP 関連 3

2. 金融所得課税の現状について

(1) 税制全般

Q4 相談に来られる顧客の方は、金融商品の選択にあたって、どのような点を最も重視されていますか？(複数回答可)

| | |
|-----------------|------|
| リスクがあってもリターンが高い | 74人 |
| 安全性が高い | 408人 |
| 換金しやすい | 92人 |
| 商品がわかりやすい | 226人 |
| その他 | 27人 |
| 回答なし | 7人 |



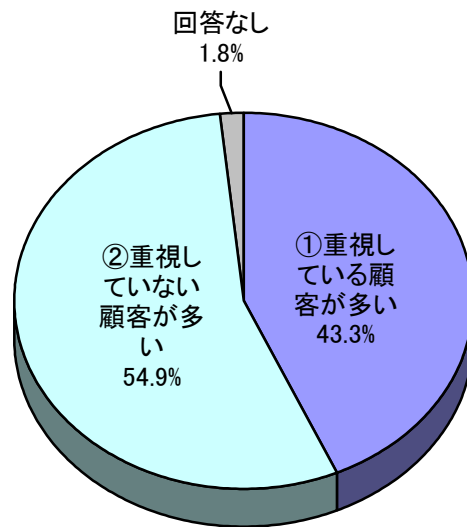
回答全体を見ると、「安全性が高い」が8割強の圧倒的に高い比率を占め、次に「商品がわかりやすい」が4割強を占めた。「リスクがあってもリターンが高い」は14.7%であり、リスク回避的な特性がここでも明らかにされている。

「その他」の主な内容は次のとおりであった。

| | | |
|----------------|-----------------|---------------|
| 顧客のニーズに合致している6 | リスクが低く、リターンが高い5 | 税制上のメリット・明確さ2 |
| 低コスト2 | | |

Q5 相談に来られる顧客の方は、金融商品の選択にあたって、税制を重視されていますか？

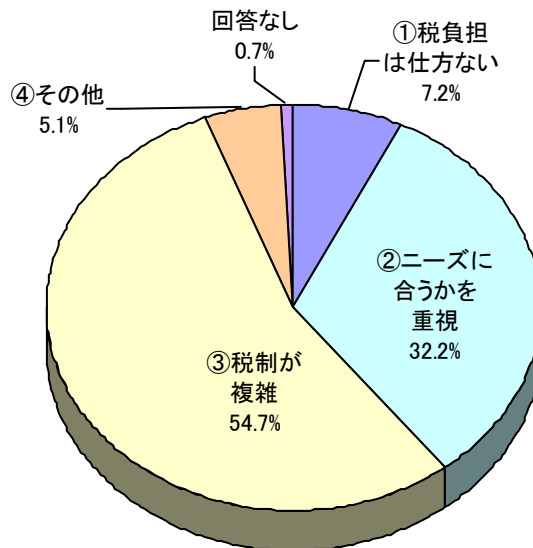
| | |
|--------------|------|
| 重視している顧客が多い | 218人 |
| 重視していない顧客が多い | 276人 |
| 回答なし | 9人 |



FPに相談に来る顧客では4割強が「税制を重視」している。

Q6 Q5 で と回答された方にお伺いします。相談に来られる顧客の方は、なぜ税制を重視されていないのでしょうか？

| | |
|--|------|
| 利益さえ出ていればよく、税負担を負うのは仕方ないと考えているから | 20人 |
| 税制よりも、その金融商品の特徴が自分のニーズにあっているかを重視しているから | 89人 |
| 税制が複雑すぎて、よくわからないから | 151人 |
| その他 | 14人 |
| 回答なし | 2人 |



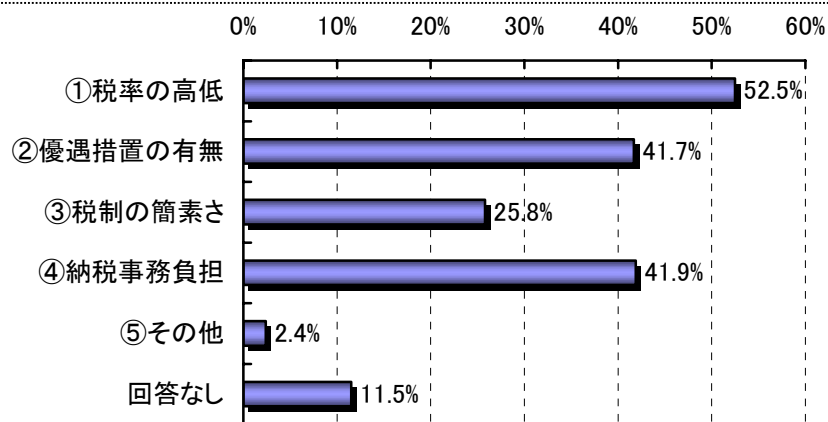
税制を重視しない顧客が多いと回答した FP にその理由を質問したところ、「税制が複雑すぎて、よくわからない」との回答が過半数を占めた（全回答者 503 名に占める比率は 30.0%に及び）。

「その他」の主な内容は次のとおりである。

税制の知識不足・税制について考える機会が少ないといった回答が 8 件
利益が出ないと税金は問題にならない、税負担を感じるほど利益を確保できる商品が少ないとの回答が計 2 件

Q7 税制を重視されている顧客の方は、どの点を金融商品の選択のポイントとされていますか？(複数回答可)

| | |
|----------------------------|-------|
| 税率の高低 | 264 人 |
| 優遇措置の有無 | 210 人 |
| 税制の簡素さ | 130 人 |
| 納税事務負担(源泉徴収のみか、確定申告が必要かなど) | 211 人 |
| その他 | 12 人 |
| 回答なし | 58 人 |

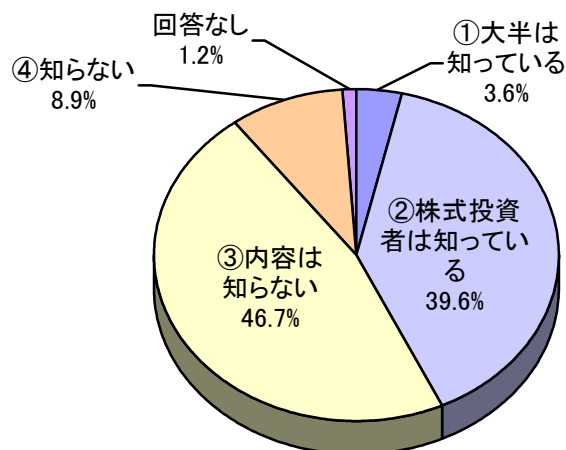


税率を重視している顧客は、税制面についてはどのような点を選択のポイントとしているかについては、「税率の高低」が過半数を占め最も多かったが、「納税事務負担」、「優遇措置の有無」なども4割強を占めており、税制の金融商品選択への影響は多様なものとなっている。

(2)証券税制改革の評価

Q8 最近の一連の証券税制改革を、顧客は知っていると思われますか？

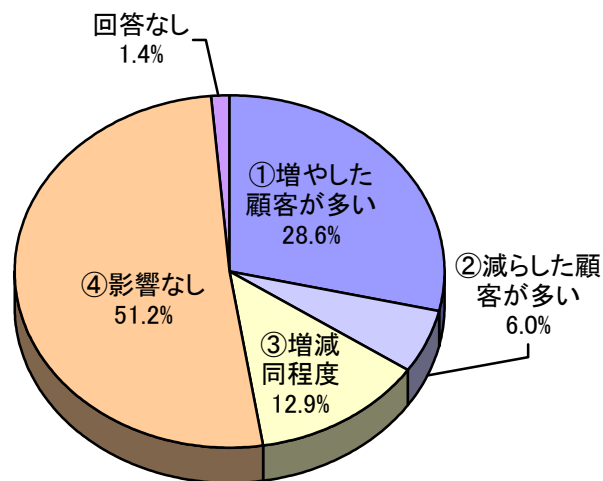
| | |
|-----------------------------|------|
| 大半の顧客は知っている | 18人 |
| 株式や株式投資信託に投資をしている顧客は知っている | 199人 |
| 証券税制改革があったことは知っているが、内容は知らない | 235人 |
| 証券税制改革があったことも知らない | 45人 |
| 回答なし | 6人 |



「顧客が知っている」と回答したFPは、43.2%（ 、 の合計）を占めた。

Q9 Q8で、と回答された方にお伺いします。最近の一連の証券税制改革により、顧客の株式や株式投資信託への投資行動は、どのような影響を受けましたか？

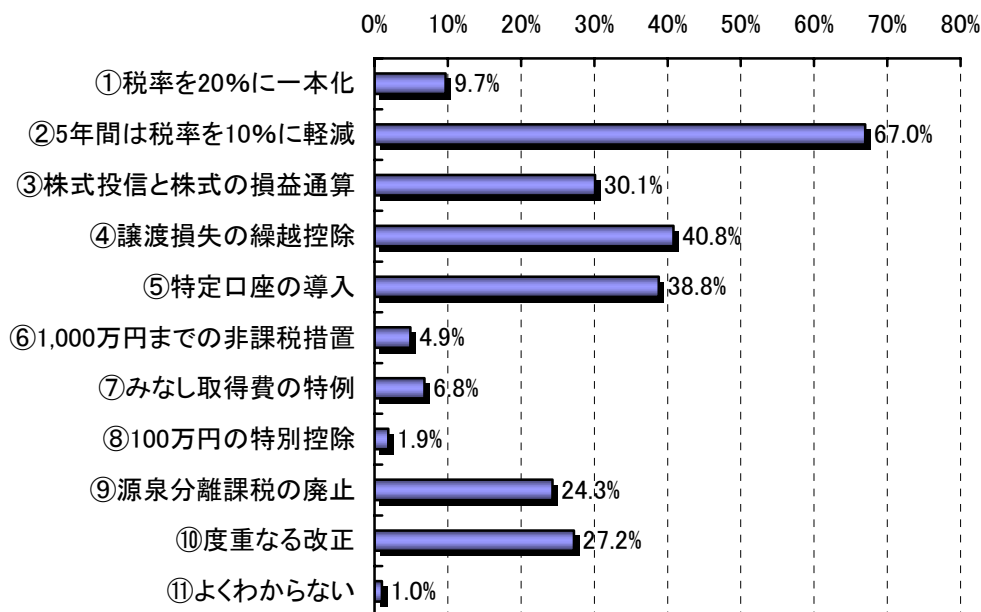
| | |
|---|------|
| 株式や株式投資信託への投資を開始した又は増やした顧客が多い | 62人 |
| 株式や株式投資信託への投資をやめた又は減らした顧客が多い | 13人 |
| 顧客の株式や株式投資信託への投資を開始した又は増やした顧客と、やめた又は減らした顧客とが同程度いる | 28人 |
| 顧客の株式や株式投資信託への投資に影響を与えていない | 111人 |
| 回答なし | 3人 |



最近の一連の証券税制改革を顧客は知っていると回答したFPに、証券税制改革が顧客の投資に影響を与えているか聞いたところ、「何らかの影響を受けた」とする回答（～の合計）は47.5%で、この中では「増やした顧客が多い」との回答が全体の3割弱と最も多かった。「影響なし」との回答は51.2%であった。

Q10 Q9で～に回答された方にお伺いします。顧客がQ9で回答された行動をとった原因として考えられる項目を、以下の中から挙げてください。(3つまで回答可能)

| | |
|---|-----|
| ①株式や株式投資信託の配当、分配金、譲渡益の税率を原則20%に一本化したこと | 10人 |
| ②上場株式や株式投資信託の配当、分配金、譲渡益の税率を、平成19年(度)末までの5年間(株式投資信託は4年間)は、10%に軽減したこと | 69人 |
| ③株式投資信託の解約・償還損と株式譲渡益との損益通算ができるようになったこと | 31人 |
| ④上場株式の譲渡損や株式投資信託の損失が3年間繰り越せるようになったこと | 42人 |
| ⑤特定口座の導入により、申告が不要になったり、納税手続きが簡単になったこと | 40人 |
| ⑥購入金額1000万円までの非課税措置(平成14年末まで取得した上場株式を平成17から19年に譲渡した場合に限る) | 5人 |
| ⑦みなし取得費(平成13年10月1日の終値の80%)の特例の導入 | 7人 |
| ⑧100万円の特別控除(1年超保有の上場株式の譲渡益を100万円まで非課税)の一時的な導入(平成13年10月に導入し、平成14年末に廃止) | 2人 |
| ⑨株式譲渡益の源泉分離課税の平成14年末での廃止 | 25人 |
| ⑩度重なる改正により、証券税制の全体像がわかりにくくなった | 28人 |
| ⑪よくわからない | 1人 |



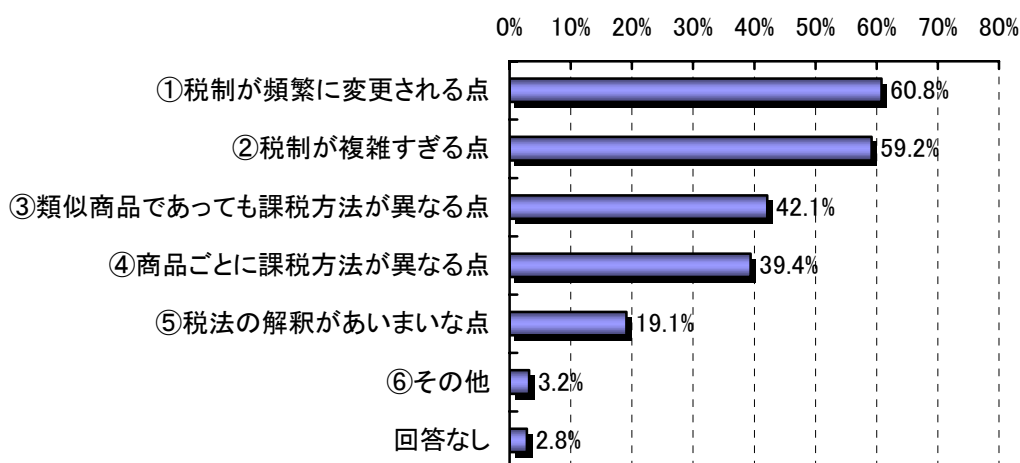
証券税制改革が、顧客の株式及び株式投資信託の投資に影響を与えたと回答したFPにどの改正が最も影響を与えたかを質問した結果、好ましい影響を与えたと考えられる項目では「10%の軽減税率導入」が、他の項目と大きく差をつけて、7割弱を占めた。一方、「各種の非課税措置（ ）」の評価は、「損益通算や繰延（ ）」に比しても、相当低かった。納税者の事務負担が少ないかどうか（ ）も一定の影響を与えている。

なお、「度重なる税制改正による悪影響（ ）」を指摘する声も高い。

(3)金融商品(株式、投資信託、債券、預金、保険、デリバティブなど)全般の税制

Q11. フィナンシャル・プランナーとして業務を行う上で、顧客に金融商品の税制について助言を行う際に困る点は何かありますか？(複数回答可能)

| | |
|--------------------------------|-------|
| ①税制が頻繁に変更される点 | 306 人 |
| ②税制が複雑すぎる点 | 298 人 |
| ③性格が類似の金融商品であっても課税方法が異なる場合がある点 | 212 人 |
| ④金融商品ごとに課税方法が異なる点 | 198 人 |
| ⑤税法の解釈があいまいな点 | 96 人 |
| ⑥その他 | 16 人 |
| 回答なし | 14 人 |



FPとしての業務を行う上で、税制について助言を行う際に困る点としては、「税制が頻繁に変更されること」、「税制が複雑すぎること」をあげる回答が6割前後、「類似の商品でも税制が異なる点」、「商品ごとに課税方法が異なる点」をあげる回答が4割前後と高い比率を占めている。

「その他」では、税理士資格に関する回答が3件、に類似する回答が3件、に類似する回答が1件あった。

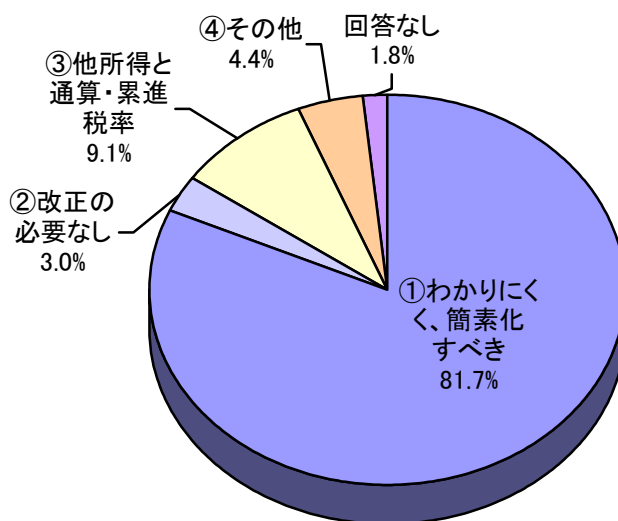
3. 金融商品課税の今後のあり方について

(1) 基本的な方向性について

(a) 課税の枠組みについて

Q12. 金融商品(株式、投資信託、債券、預金、保険、デリバティブなど)の税制は、現在、商品や所得の種類ごとに税率や課税方法が異なる制度となっています。このような税制について、どうお考えですか？

| | |
|---|-------|
| ①複雑でわかりにくく、金融商品間でも税負担のバランスがとれていないため、統一化・簡素化すべきである | 411 人 |
| ②各金融商品の性格に適した課税が行われており、特に改正する必要はない | 15 人 |
| ③給与所得、事業所得などの総合課税の所得と合算して、累進税率を適用すべきである | 46 人 |
| ④その他 | 22 人 |
| 回答なし | 9 人 |



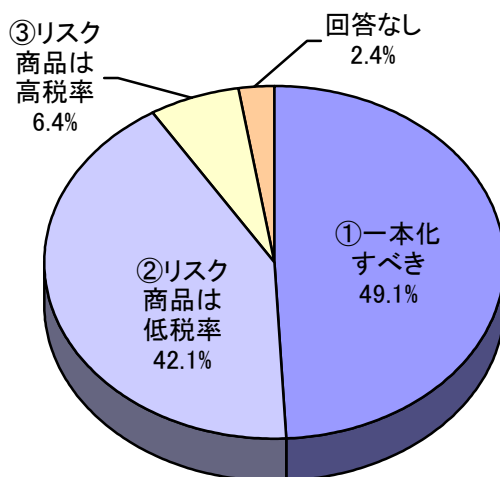
金融商品の税制の枠組みについては、の「複雑でわかりにくく、金融商品間でも税負担のバランスがとれていないため、統一化・簡素化すべきである」との回答が 8 割超と圧倒的であった。

「その他」の半分の 11 件は「リスク商品を優遇すべき」との回答であった(うち 5 件は非課税を要望)。他に に類似する回答が 4 件、 と の折衷案が 2 件、 に類似する回答が 1 件あった。

(b) 税率の格差について

Q13. 金融商品間・所得間の税率の差については、どのようにお考えですか？

| | |
|--|-------|
| ①金融商品間で差が生じないよう一本化すべきである | 247 人 |
| ②株式・投資信託などのリスク商品の税率は、預貯金の利子など、リスクの少ない商品よりも低くするべきである | 212 人 |
| ③株式・投資信託などのリスク商品は、担税力の高い層が有していると思われるため、預貯金の利子よりも税率を高くするべきである | 32 人 |
| 回答なし | 12 人 |



税率については、 の「金融商品間で一本化すべき」との回答が最も多く 49.1%を占めたが、 の「リスク商品は低税率」を支持する回答も、42.1%とほぼ拮抗している。

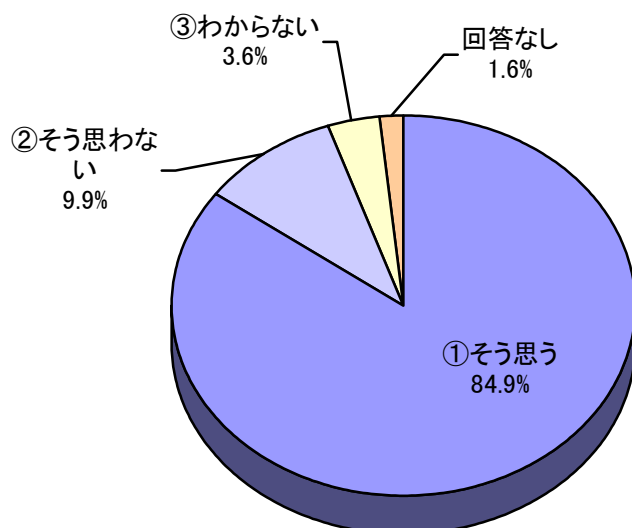
今回回答したFPの顧客層は、Q34の回答が示すとおり、中堅層が中心で、年収や資産規模1億円超の富裕層の占める比率は高くない。にもかかわらず、 の比率が高く、富裕層に重い税負担を求める の回答の比率が6.4%と低い点には、注目すべきであろう。

ちなみに、元本確保型の商品が多い銀行と関係の深いFPの回答を見ても、「一本化すべき」が53.1%、「リスク商品は低税率」が36.1%を占め、一本化に対する理解が高く、また、リスク商品の税率軽減を支持する意見も一定数あった。

(c)損失の通算について

Q14. 現在、株式等の譲渡損や株式投資信託の解約損は、株式等の譲渡益からしか控除が認められていません。また、債券の償還差損や為替差損なども、他の金融商品の利益との通算が制限されています。リスクを負った投資を促進するためには、損失の通算を幅広く認めるべきとの意見がありますが、この意見についてはどう思われますか？

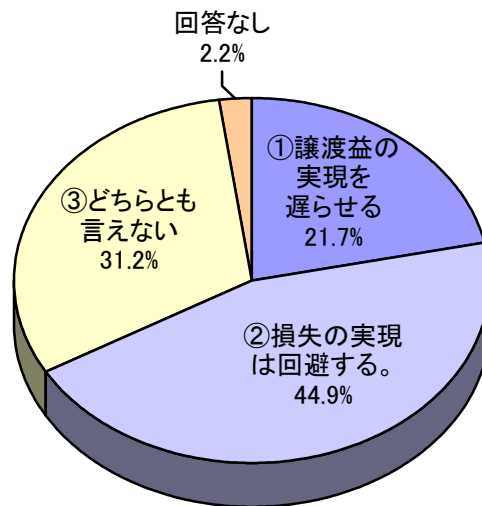
| | |
|---------|------|
| ①そう思う | 427人 |
| ②そう思わない | 50人 |
| ③わからない | 18人 |
| 回答なし | 8人 |



リスク商品の損失について、幅広く損益通算を認めるべきか否かについては、「そう思う」との回答が約85%と圧倒的多数を占めた。

Q15 . 譲渡損の通算を幅広く認めると、個人投資家が、損失を前倒して実現して所得を減らし、支払う税額を減らす一方で、譲渡益の実現を先送りする行動をとる可能性が指摘されていますが、このような指摘について、どのように思われますか？

| | |
|---|-------|
| ①指摘どおり、損失を前倒して実現し、譲渡益の実現を遅らせる可能性がある | 109 人 |
| ②損失を控除できたとしても、戻ってくるキャッシュ・フローが減少することには違いはなく、損失の実現はできるだけ回避するものと思われる | 226 人 |
| ③どちらとも言えない | 157 人 |
| 回答なし | 11 人 |



譲渡損については、他の所得との損益通算を制限すべきと主張する論者もいる。投資家は譲渡損益の実現時期を選択できるので、損益通算を全面的に認めると損失を前倒して実現し利益を先送りする可能性があるというのがその論拠である。しかし、譲渡損失を実現してその年の税負担が軽減できたとしても、獲得できるキャッシュ・フローは、税負担の軽減分を含めても当初投資額より減少する。したがって、あえて損失を実現することを投資家は回避するとも考えられる。

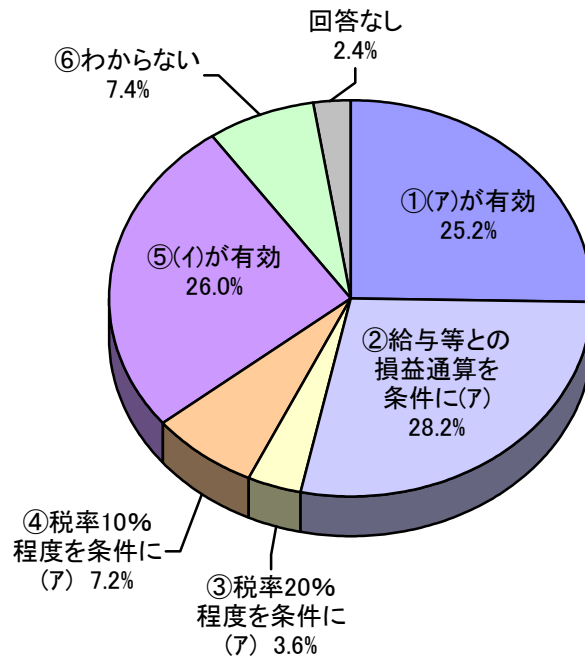
アンケート結果によれば、「損失の実現は回避する」という回答の比率が「損失を前倒して実現し、譲渡益の実現を遅らせる」との回答の比率の2倍以上を占めている。この格差を見る限りは、譲渡損の通算を制限する根拠は、それほど無いと考えられる。

Q16 顧客に株式、投資信託などのリスク商品への投資を促すために、以下の(ア)、(イ)のいずれかを導入するとした場合、どちらが有効だと思われますか？

(ア)リスク商品の損失を他の所得と幅広く通算できるようにする方法

(イ)リスク商品の利益を非課税とする方法(ただし、損失の通算は全く認めない)

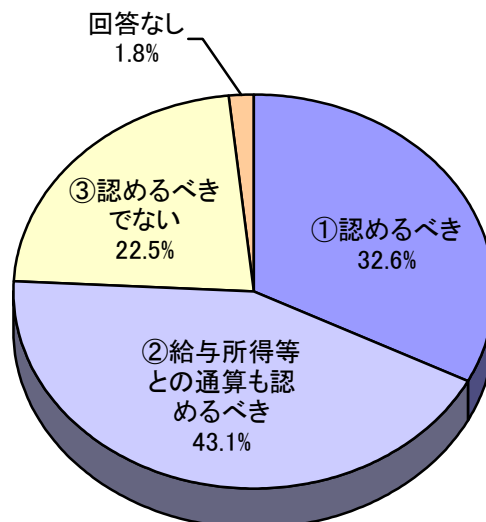
| | |
|---|------|
| ①(ア)の損失の通算の方が有効である | 127人 |
| ②リスク商品や他の金融商品の利益だけでなく、給与所得・事業所得などの総合課税の所得とも通算できるのであれば、(ア)の損失の通算の方が有効である | 142人 |
| ③税率が他の金融商品と同程度(20%程度)であれば、(ア)の損失の通算の方が有効である | 18人 |
| ④税率が他の金融商品よりも低ければ(例えば 10%程度)であれば、(ア)の損失の通算の方が有効である | 36人 |
| ⑤(イ)の非課税の方が有効である | 131人 |
| ⑥わからない | 37人 |
| 回答なし | 12人 |



条件付のものも含めて、リスク資産への投資を促すのに「(ア)の損益通算の方が有効」と回答した者(~)の比率は64.2%で、の「(イ)の非課税が有効」と回答した者の比率26.0%のおよそ2.5倍を占める。損益通算が有効とする意見の中では、の「金融所得間のみならず、給与所得・事業所得との通算まで求める意見」が比較的多かった。

Q17 . 来年4月からペイオフが全面解禁される予定ですが、仮にペイオフにより預金に損失が生じた場合、その損失は他の金融商品の利益と通算を認めるべきであるとお考えですか？

| | |
|--|------|
| ①認めるべきである | 164人 |
| ②金融商品の利益のみならず、給与所得や事業所得などとも通算を認めるべきである | 217人 |
| ③認めるべきではない | 113人 |
| 回答なし | 9人 |



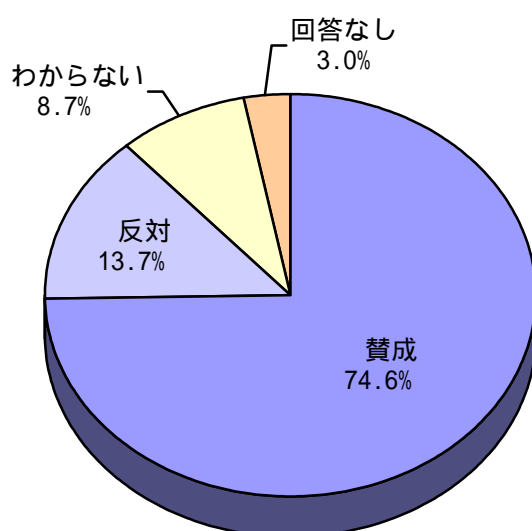
ペイオフによる預金の損失について「何らかの形で通算を認めるべき」との回答（ ①、② ）の比率は75.7%であり、「 ③認めるべきでない」（22.5%）の3倍を超えている。通算の範囲としては、金融所得との間のみならず、給与所得・事業所得など、総合課税の所得との通算を求める意見（ ② ）が強かった。

(2)課税の一元化について

(a)一元化への賛否

Q18. 現在、金融商品の損益を幅広く通算した上で、同じ税率を適用する、金融所得課税の一元化が検討されています。このような税制について賛同されますか？

| | |
|--------|------|
| ①賛成である | 375人 |
| ②反対である | 69人 |
| ③わからない | 44人 |
| 回答なし | 15人 |

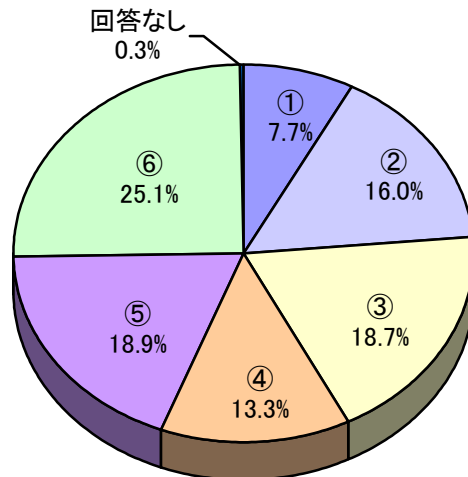


金融所得課税の一元化には、回答者のほぼ4分の3が「賛成」と回答している。この回答から、FPの顧客である個人投資家は、金融所得課税一元化を望ましいと考えている旨が推察される。

(b)一元化の範囲について

Q19. Q18 で と回答された方にお伺いします。金融所得課税の一元化の範囲を、どこまで広げるのが望ましいですか？

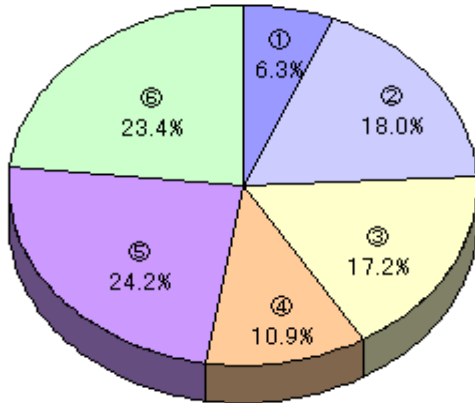
| | |
|---|------|
| ①株式、株式投資信託、ETF、REIT 及び株式関連デリバティブ | 29 人 |
| ②株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券及び有価証券デリバティブ | 60 人 |
| ③株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、及び関連デリバティブ | 70 人 |
| ④株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、保険及び関連デリバティブ | 50 人 |
| ⑤株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、保険、商品取引及び関連デリバティブ | 71 人 |
| ⑥株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、保険、商品取引、関連デリバティブ及び不動産 | 94 人 |
| 回答なし | 1 人 |



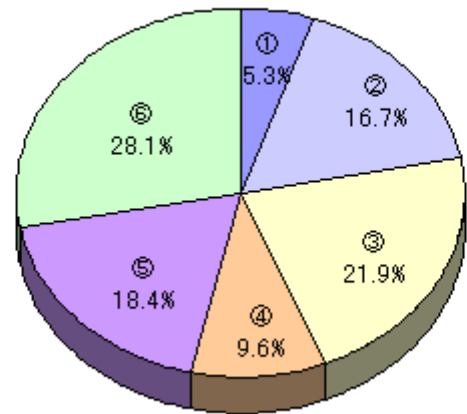
では、具体的にどこまで一元化するかについて質問をしたところ、「株式関連」とする回答は 7.7%、「有価証券関連」とする回答は 16.0%に過ぎず、「少なくとも預貯金は含めるべき」との回答（～）が 76%と 4 分の 3 を超えた。「保険」についても過半数（～）が含めるべきと回答している。「商品取引関連も含めるべき」との回答（、）も 44%を占めた。「不動産も含めるべき」（）との回答も 25.1%あった。

次ページには、関係の深い業界で FP を分化し、回答を示した円グラフを示している。預金を一元化の対象とすべきとの回答の比率は、銀行と関係の深い FP の方が証券会社と関係の深い FP よりも、高い。保険を一元化の対象とすべきとの回答の比率も、保険会社と関係の深い FP の方が、証券・銀行と関係の深い FP よりも高かった。

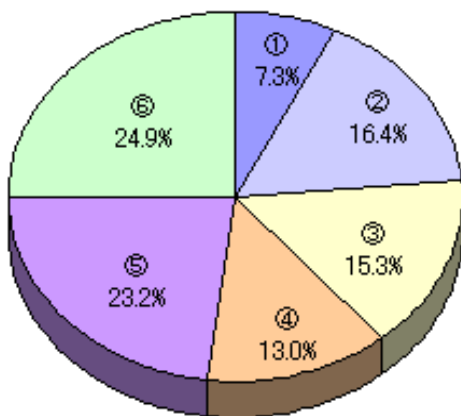
(1) 証券会社と関係の深いFP



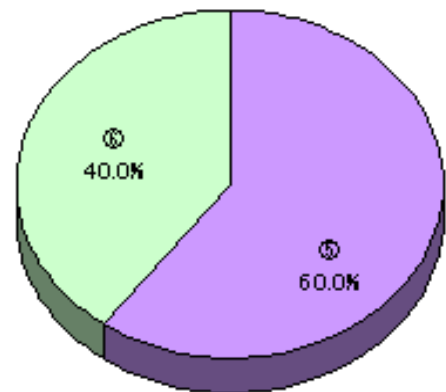
(2) 銀行と関係の深いFP



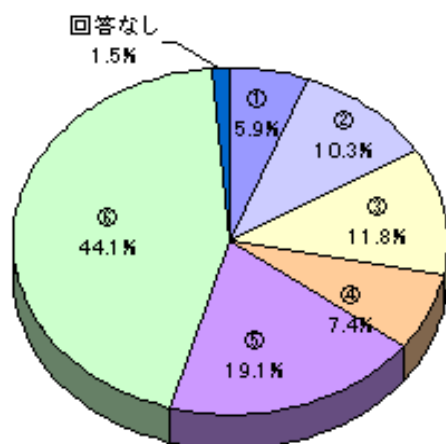
(3) 保険会社と関係の深いFP



(4) 商品取引会社と関係の深いFP



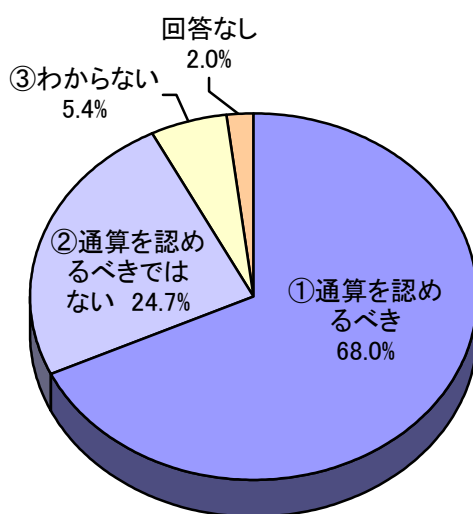
(5) 不動産会社と関係の深いFP



(c) 給与所得・事業所得などとの通算について

Q20. 金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、その損失は給与所得や事業所得などの総合課税の所得と通算を認めるべきだと思いますか？

| | |
|---------------|-------|
| ①通算を認めるべきである | 342 人 |
| ②通算を認めるべきではない | 124 人 |
| ③わからない | 27 人 |
| 回答なし | 10 人 |



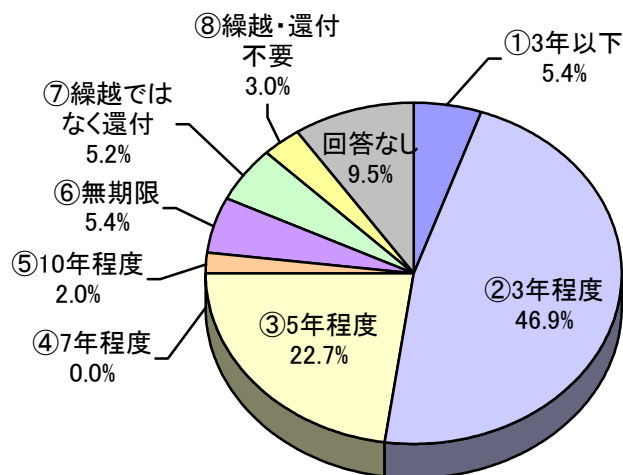
金融所得間で損益通算をした後の所得について、給与所得・事業所得などの総合課税の所得と損益通算を認めるべきかという質問に対しては、3分の2超が「認めるべき」と回答している。

Q22で「金融所得の税率を比例税率（15%、20%）又は総合課税より低い税率とすべき」とした回答者でも、の「総合課税の所得と損益通算を認めるべき」との回答が65.5%を占めた。金融所得の税率を比例税率（15%、20%）又は総合課税より低い税率とする場合は、本来であれば、損益通算を金融所得内に留めるべきとの考えもあるが、個人投資家の要望としては、総合課税の所得との損益通算を求める意見が強い旨を示している。

(d)損失の繰越しについて

Q21. 現在のわが国の税制では、その年の株式等の譲渡益から控除し切れなかった上場株式等の譲渡損失は、3年間を限度に、翌年以降に繰り越すことが認められています。課税一元化により金融商品間(あるいは給与所得等との間)で幅広い損益通算を認めた場合、通算後に残った損失の繰越期間はどの程度にすべきと考えますか？

| | |
|---------------------------------|------|
| ①3年よりも短くてよい | 27人 |
| ②3年程度でよい | 236人 |
| ③5年程度に延長すべきである | 114人 |
| ④改正後の法人税法と同様に、7年程度に延長すべきである | 0人 |
| ⑤10年程度に延長すべきである | 10人 |
| ⑥無期限に延長すべきである | 27人 |
| 損失を繰り越すのではなく、損失に対応する税額を還付すべきである | 26人 |
| ⑧繰越も還付も認めるべきではない | 15人 |
| 回答なし | 48人 |

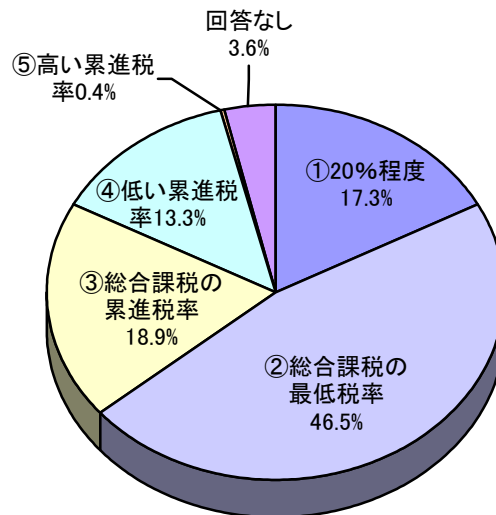


損失の繰越期間については、現行の上場株式等の譲渡損失と同じく、3年程度とする意見が46.9%と半分近くを占め、次いで5年程度とする意見が4分の1近く(22.7%)を占めた。

(e) 税率の水準について

Q22. 金融商品の税率について、どのようにお考えですか？ また、その理由は？

| | |
|---|------|
| ①金融商品の税率を20%程度に設定すべきである | 87人 |
| ②金融商品の税率を総合課税の最低税率(15%)程度に設定すべきである | 234人 |
| ③給与所得や事業所得などと合算して累進税率を適用すべきである | 95人 |
| ④総合課税の税率よりも低い累進税率を適用すべきである | 67人 |
| ⑤総合課税の税率よりも高い税率(総合課税の税率に追加して課税、高い累進税率、50%超の税率など)を適用すべきである | 2人 |
| 回答なし | 18人 |



金融所得の税率については、選択肢の中で最も低い税率である、の「所得税・地方税を合わせた個人所得課税の最低税率15%程度」とする回答が46.5%と多数を占めた。その理由として、投資促進や経済活性化のために有効であるとの意見、現行の個人所得課税の税率の水準であれば20%の税率の方がかえって高くなる納税者もあり、の「20%の税率」では高すぎるといった意見が多く見られた。

の「20%の税率」は、利子や（軽減措置の期限経過後の）株式譲渡益、配当の税率である。これを支持する回答者も17.3%いた。金融所得の税率として既に定着していることをその理由として挙げる意見が多かった。

の「総合課税の税率よりも低い累進税率」については、と同様に投資の促進や経済の活性化の観点からこれを支持する意見が多かった。とは共に、総合課税の累進税率より低い水準の税率を適用することになるが、これを望む意見は、との合計で59.8%

を占めた。

の20%の税率も、総合課税の税率が20%より高い所得階層に限っていえば、総合課税より低い税率を適用することになる。このような所得階層を念頭に置くと、さらに も含めた77.1%が総合課税よりも低い税率を望んでいることになる。

これに対して、 の「総合課税の累進税率を適用すべき」との意見は18.9%、 の「総合課税の累進税率よりも高い税率を適用すべき」との回答は0.4%に過ぎなかった。

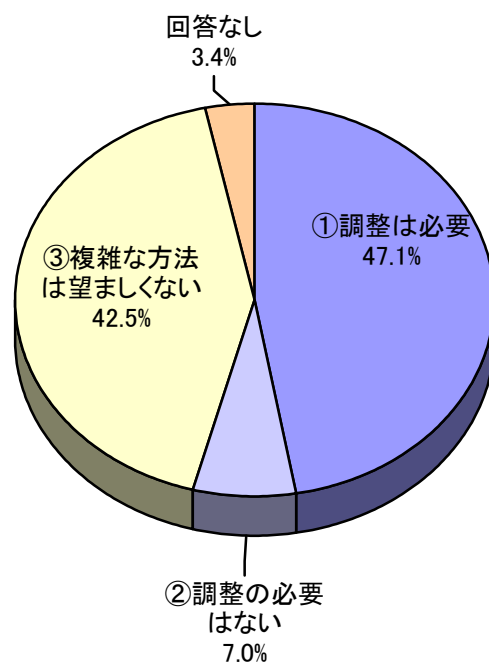
各回答の主な理由

| | |
|--|---|
| | <p>20%の税率が既に定着しているからという意見 6件</p> <p>20%は高いと感じながらも、これを妥当な水準との意見 5件</p> <p>総合課税との比較で妥当な水準であるとの意見 2件</p> |
| | <p>投資促進や経済活性化に有効との意見 32件</p> <p>わかりやすい税制 3件</p> <p>一旦課税後の所得を投資して得た利益に二重に課税をしているので税率を軽減すべき 5件</p> <p>20%の税率では高いとの意見 5件</p> <p>税率が高いとキャピタル・フライトが起こるとの意見 1件</p> |
| | <p>総合課税が本来の姿とする意見 3件</p> <p>課税の公平性、所得の再分配のため総合課税とすべきとの意見 8件</p> <p>税制の簡素化のためとの意見 5件</p> <p>総合課税の所得との損益通算を認めるなら、税率も同じにすべきとの意見 3件</p> <p>低所得者層、中堅層の投資促進のため 2件</p> |
| | <p>投資促進や経済活性化に有効との意見 19件</p> <p>課税の公平の観点から支持する意見 3件</p> <p>金融所得と勤労所得の通算を制限する一方で優遇税率を適用するとの意見 1件</p> <p>現行の20%の税率が高いとの意見 1件</p> |
| | <p>担税力が高いと考えられるから 1件</p> <p>金融商品への投資は余剰資金で行われるものだから（事業なら事業所得になる） 1件</p> |

(3) 配当二重課税について

Q23. 現在のわが国の税制では、投資家が受け取る配当金に対しては、株式の発行法人で一度法人税が課税され、投資家が受け取った段階で所得税(法人投資家の場合は法人税)が課税されています。この二重課税を調整するために、個人投資家の場合には配当控除が所得税法上認められていますが、必ずしも完全な二重課税の調整には至っていません。配当二重課税についてどのようにお考えですか？

| | |
|------------------------------|------|
| ①株式の魅力をも高めるためにも、調整は必要である | 237人 |
| ②投資家は配当二重課税を意識しておらず、調整の必要はない | 35人 |
| ③調整は必要だが、あまり複雑な方法は望ましくない | 214人 |
| 回答なし | 17人 |

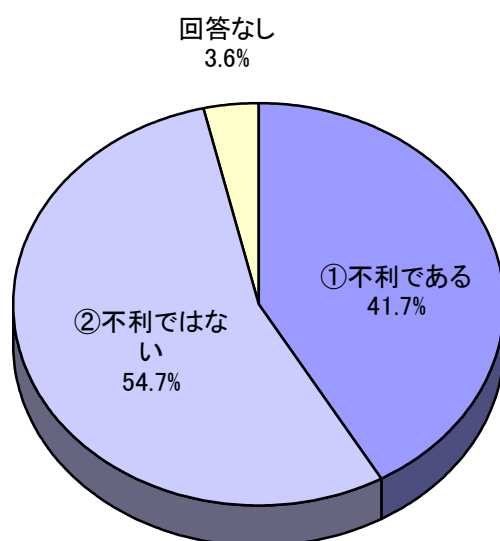


配当二重課税の調整については、約9割(89.7%)が「必要」と回答し、必要性を感じていないのは7.0%に過ぎなかった。ただし、調整の方法として複雑な方法は望ましくないとする回答が全体の4割強を占めている。配当二重課税の調整が必要としても、例えばインピュテーション方式による調整など複雑な方式による調整法の導入は、半数近くが支持しないということになる。

(4)納税方法について

Q24 . 現在のわが国の税制では、源泉徴収のみで納税が完結する方法や、確定申告が必要となる方法などが混在しています。確定申告が必要な金融商品は、源泉徴収のみで納税が完了する金融商品に比べ、不利であると思われませんか？

| | |
|---------|-------|
| ①不利である | 210 人 |
| ②不利ではない | 275 人 |
| 回答なし | 18 人 |



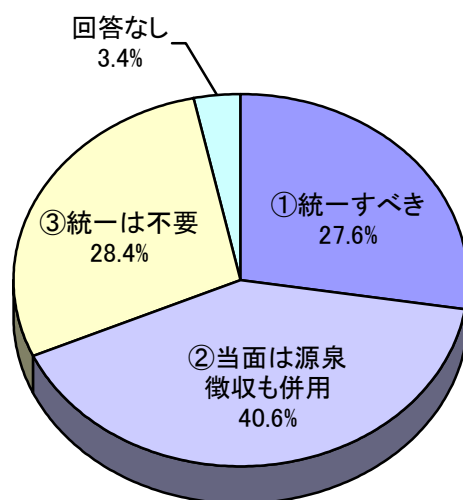
源泉徴収のみで納税が完了する金融商品と、確定申告が必要な商品と比べた場合、確定申告が必要な商品は不利であるかという質問に対し、「不利である」との回答が 4 割超、「不利ではない」との回答が 5 割超となり、他の条件とのバランスに留意することが大事である一方、納税の簡素化に対しても一定の配慮が必要である。

実際、「不利ではない」と回答した 275 名のうち、約 4 割（113 名）は、Q7 においては、税制を重視する顧客が金融商品の選択のポイントとする項目として「納税事務負担（源泉徴収のみか、確定申告が必要かなど）」と回答しており、一見、回答が矛盾している。一方、この 113 名のうち 101 名は、Q14 で「損益通算を幅広く認めるべき」（「そう思う」が該当）と回答している。

以上を考え合わせると、単純な納税事務負担だけなら申告納税が不利だが、損益通算を幅広く認めるのであれば、必ずしも申告納税は不利ではないと考えている回答者が中には多いように思われる。

Q25 .すべての金融商品について申告納税に統一すべきとの考え方について、どう思われますか？

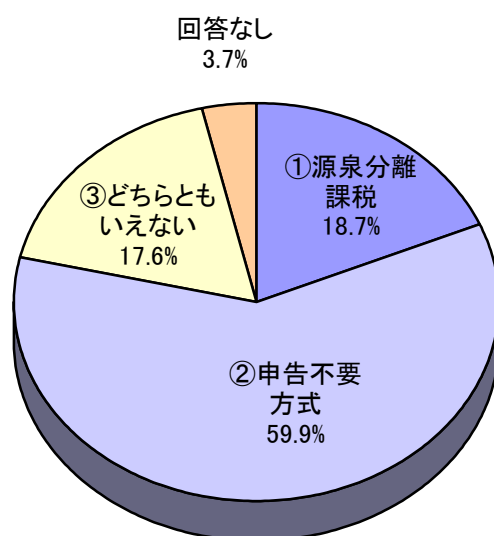
| | |
|---|------|
| ①申告納税に統一すべきである | 139人 |
| ②電子申告・電子納税の普及などにあわせ、将来的には申告納税に統一すべきだが、当面は、源泉徴収も併用すべきである | 204人 |
| ③申告納税に統一する必要はない | 143人 |
| 回答なし | 17人 |



の「申告納税に統一すべき」との回答は27.6%で、の「申告納税への統一は不要」の28.4%とほぼ拮抗している。最も多いのはの「将来的には統一すべきだが、当面は源泉徴収も併用」との現実的な対応策である。ただし、「将来的に」統一すべきとの回答も含めて、申告納税への統一を支持する意見を合計すると、全体の68.2%と7割弱を占める。

Q26 . Q25 で 、 と回答された方にお伺いします。源泉徴収を残す場合、現行の利子課税のように全く他の所得とは通算を認めない方式(源泉分離課税)と、自主的に確定申告すれば他の金融所得の損失(譲渡損・償還損など)と通算できる方式(申告不要方式)といずれが望ましいと思われますか？

| | |
|--------------|-------|
| ①源泉分離課税が望ましい | 65 人 |
| ②申告不要方式が望ましい | 208 人 |
| ③どちらとも言えない | 61 人 |
| 回答なし | 13 人 |

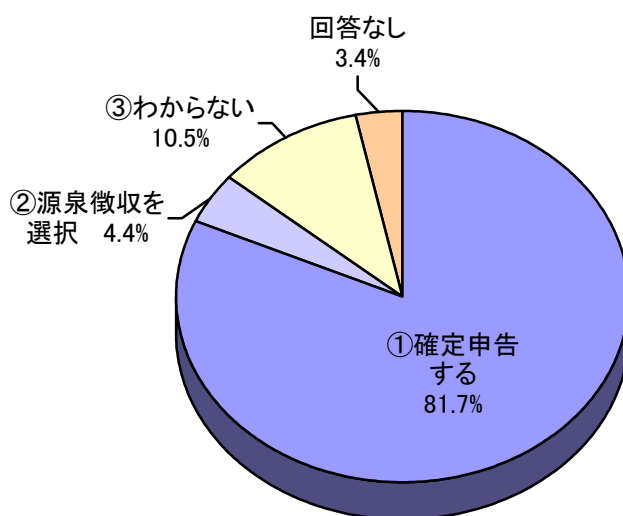


源泉徴収を残す場合には、源泉分離課税か申告不要方式かいずれが望ましいかとの回答を見ると、「申告不要方式」が59.9%と「源泉分離課税」の18.7%の3倍を超える比率を占めている。

銀行と関係が深いFPの回答でも、「申告不要方式」を支持する回答が63.9%を占め、「源泉分離課税」を支持する18.6%を大きく上回っている。即ち、預金者でも源泉分離ではなく、確定申告すれば、他の金融所得との損益通算などが可能となる申告不要方式を支持している旨が推察される。

Q27 . 例えば、確定申告した場合の税率は 10%だが、確定申告しなければ 20%で源泉徴収される場合、どちらの制度を選択しますか？

| | |
|------------|-------|
| ①確定申告する | 411 人 |
| ②源泉徴収を選択する | 22 人 |
| ③わからない | 53 人 |
| 回答なし | 17 人 |

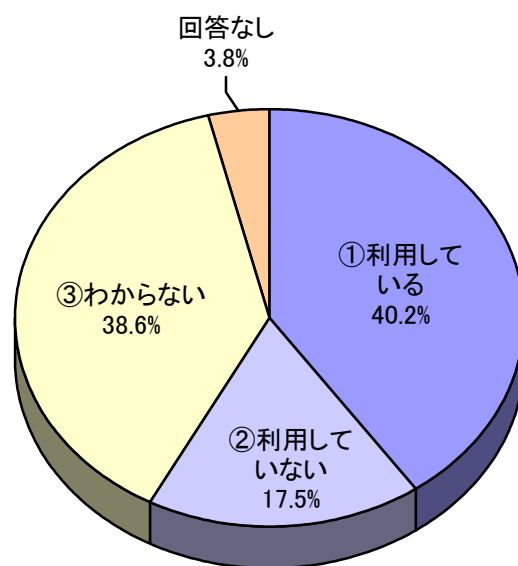


確定申告すれば 10%の軽減税率が適用できるが、申告しなければ 20%で源泉徴収されるような場合は、8 割強の FP が、顧客は「 確定申告する」方を選択すると回答している。

銀行と関係が深い FP の回答でも、79.6%が「 確定申告をする」に回答している。即ち、預金を中心に運用している者でも税率が 20%よりも軽減されるのであれば、確定申告をする者が多数いることを示唆している。

Q28. 特定口座の導入以後、個人投資家は、特定口座を積極的に利用しているように思いますか？

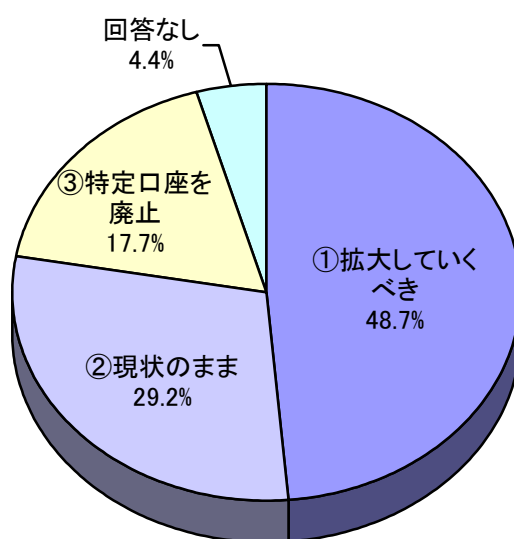
| | |
|------------|------|
| ①利用している | 202人 |
| ②利用していない | 88人 |
| ③どちらとも言えない | 194人 |
| 回答なし | 19人 |



特定口座については、 の積極的に「利用している」との回答が最も多く、40.2%を占める。ただし、「 わからない」との回答も38.6%とほぼ拮抗している。

Q29．特定口座の取引対象や管理対象となる所得を今後拡大していくべきと思われますか？

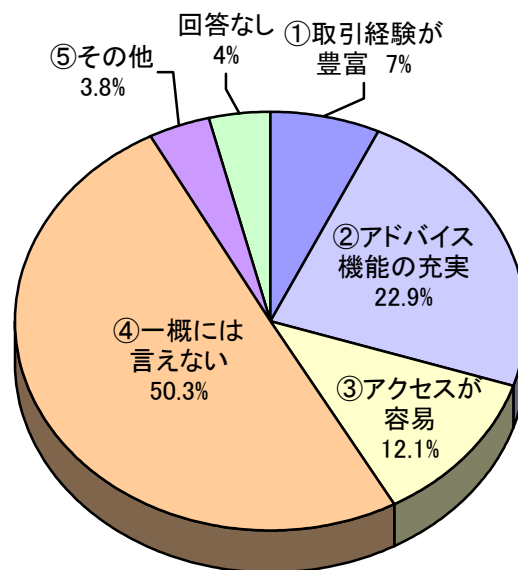
| | |
|----------------|------|
| ①拡大していくべきである | 245人 |
| ②現状のままでよい | 147人 |
| ③特定口座を廃止すべきである | 89人 |
| 回答なし | 22人 |



特定口座の適用については、今後、「拡大していくべき」との回答が最も多く48.7%を占めているが、過半数には達していない。「現状のまま」、「特定口座を廃止」という適用対象拡大に否定的な意見の合計(46.9%)と比べるとほぼ拮抗している。

Q30. 特定口座を設ける証券会社・金融機関を決める場合に、顧客の方は、どの点を最も重視すると思われますか？

| | |
|---|------|
| ①株式等のリスク商品の取扱経験が豊富なこと | 35人 |
| ②投資アドバイス機能が充実していること | 115人 |
| ③アクセスが容易なこと | 61人 |
| ④顧客は、そのニーズに応じて、特定口座を複数の証券会社・金融機関に設けることができるため、一概には言えない | 253人 |
| ⑤その他 | 19人 |
| 回答なし | 20人 |



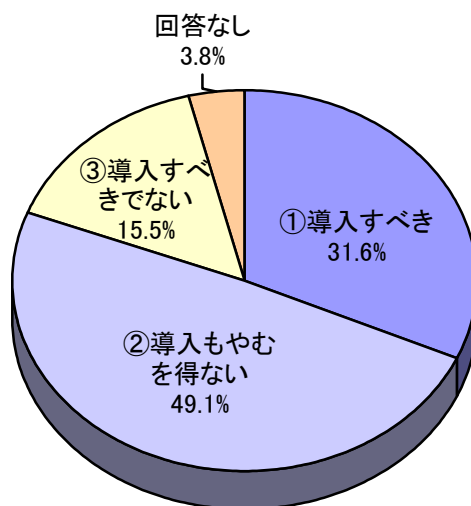
特定口座をどのような業者に設けるかについては、複数の業者に設けることが可能であるため、「一概には言えない」との回答が5割を占めた。次いで、「アドバイス機能の充実」が22.9%を占めた。

「その他」の内容は以下のとおりである。

| | |
|-------------------------|----|
| 取引担当者・業者の信頼性を挙げる回答 | 8件 |
| 取引コストを選択のポイントとする回答 | 7件 |
| 特定口座について説明が不十分との回答 | 2件 |
| 源泉徴収口座のある証券会社等を選択するとの回答 | 1件 |

Q31 . 金融所得の納税方法を申告納税に一本化する場合、納税者番号制度の導入が論点の一つになるものと予想されます。納税者番号制を導入すると、取引の捕捉漏れが減少し、課税の公正性が確保されるとともに、税務行政のコスト削減にもつながると考えられています。納税者番号制度についてどのようにお考えですか？

| | |
|-------------------------------|-------|
| ①導入すべきである | 159 人 |
| ②実質的な課税の公平を維持するためには、導入もやむを得ない | 247 人 |
| ③導入すべきでない | 78 人 |
| 回答なし | 19 人 |

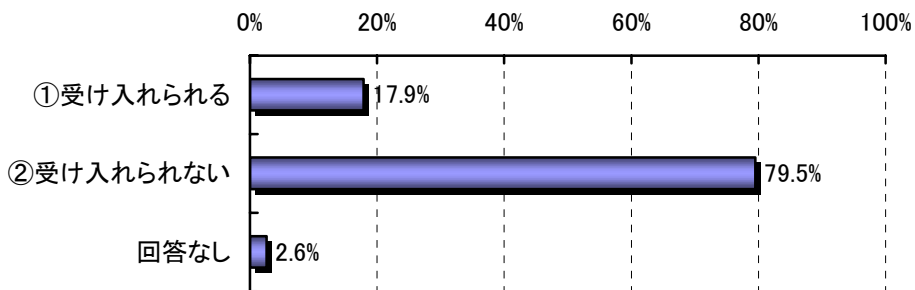


「納税者番号制度を支持」する回答者は、 だけでなく、 の消極的な賛成も含めると 80.7%を占めている。

納税者番号制度を導入するためには、現状では支払調書等の法定資料が提出されていない預金等についても支払調書等の提出が必要となる。そこで、銀行と関係の深いFPの回答を見てみると、 が 40.1%、 が 42.9%と「支持する」意見が高く、 の「導入すべきでない」との回答は 11.6%と全FPの回答よりもむしろ低かった。

Q32. Q31で と回答された方にお伺いします。納税者番号制度を選択した納税者には、納税者番号制度を導入していない納税者よりも、金融商品間での幅広い損益通算(利子と譲渡損・償還損等など)を認めるというアイデアについて、どう思われますか？

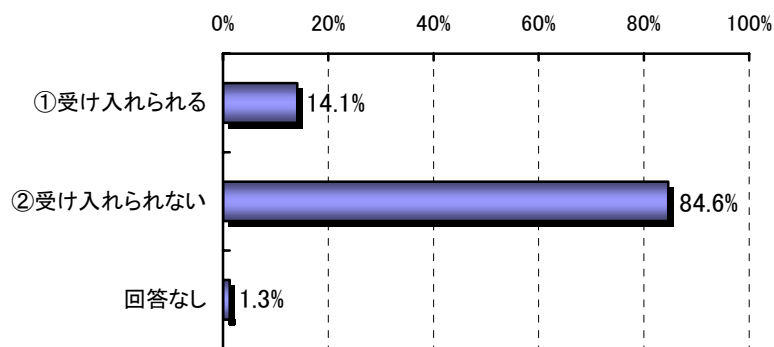
| | |
|-----------|-----|
| ①受け入れられる | 14人 |
| ②受け入れられない | 62人 |
| 回答なし | 2人 |



納税者番号制度の導入に反対の回答者でも、納税者番号制度を選択した納税者に限り、金融所得の幅広い損益通算を認めるという方法による導入であれば、17.9%が「受け入れられる」と回答している。

Q33 . Q31 で と回答された方にお伺いします。納税者番号制度を選択した納税者の金融所得には、納税者番号制度を導入していない納税者よりも低い税率を適用するというアイデアについてどう思われますか？

| | |
|-----------|-----|
| ①受け入れられる | 11人 |
| ②受け入れられない | 66人 |
| 回答なし | 1人 |



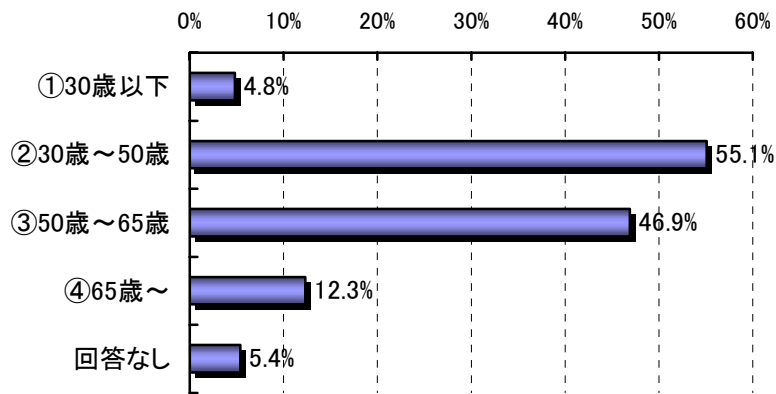
納税者番号制度の導入に反対の回答者でも、納税者番号制度を選択した納税者に対し、選択しなかった納税者より低い税率を適用するという方法であれば、14.1%が「受け入れられる」と回答している。

4.顧客の状況

Q34 あなたのお客様は、どういう方が多いですか？(複数回答可)

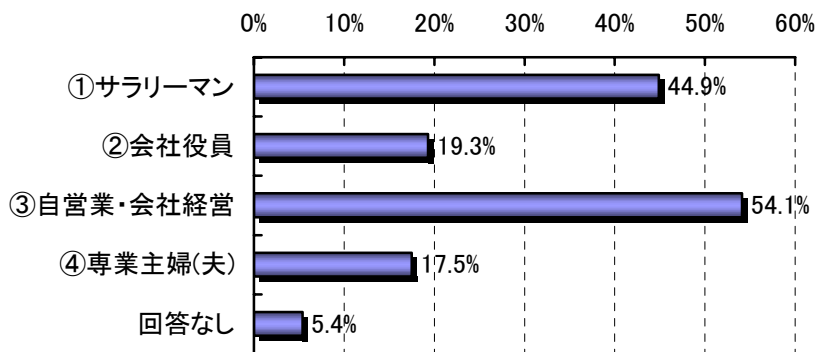
(1)年齢

| | |
|---------|------|
| 30歳以下 | 24人 |
| 30歳～50歳 | 277人 |
| 50歳～65歳 | 236人 |
| 65歳～ | 62人 |
| 回答なし | 27人 |



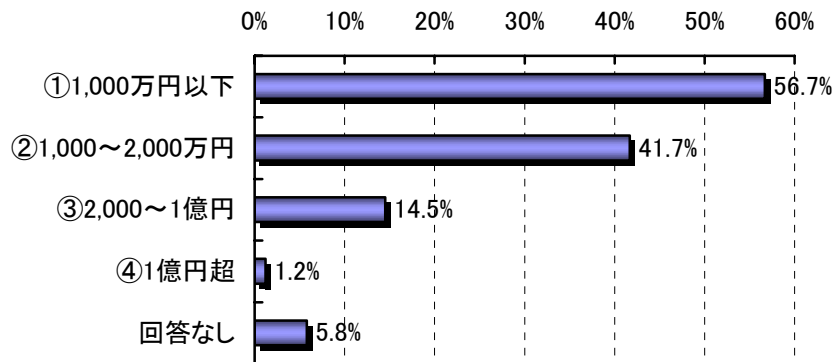
(2)職業

| | |
|----------|------|
| サラリーマン | 226人 |
| 会社役員 | 97人 |
| 自営業・会社経営 | 272人 |
| 専業主婦(夫) | 88人 |
| 回答なし | 27人 |



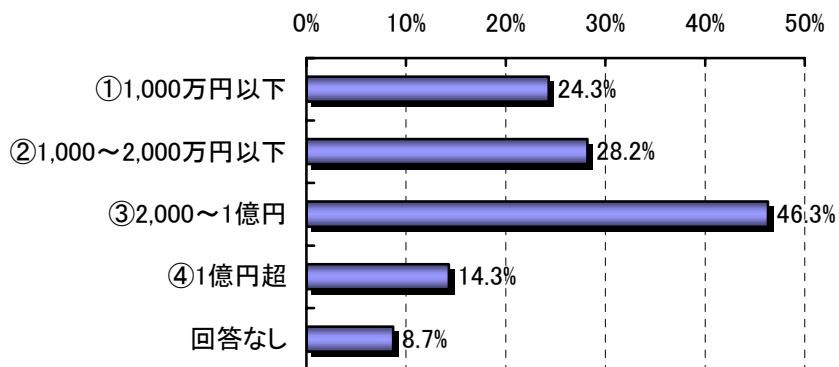
(3) 年収

| | |
|---------------|------|
| 1,000万円以下 | 285人 |
| 1,000～2,000万円 | 210人 |
| 2,000万円～1億円 | 73人 |
| 1億円超 | 6人 |
| 回答なし | 29人 |



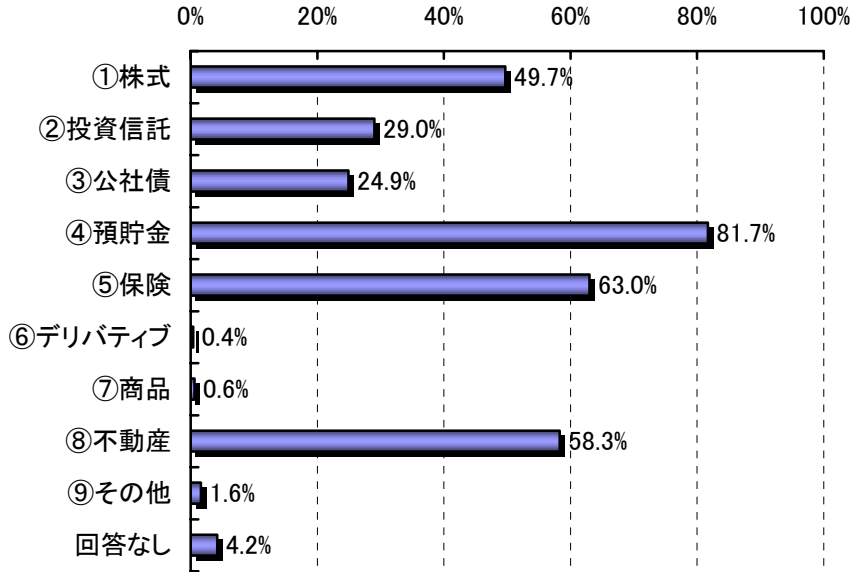
(4) 資産規模

| | |
|---------------|------|
| 1,000万円以下 | 122人 |
| 1,000～2,000万円 | 142人 |
| 2,000万円～1億円 | 233人 |
| 1億円超 | 72人 |
| 回答なし | 44人 |



Q35 あなたのお客様の資産内容には、どういう資産が多いですか？(複数回答可)

| | |
|-----------------|-------|
| ①株式 | 250 人 |
| ②投資信託(REIT を含む) | 146 人 |
| ③公社債 | 125 人 |
| ④預貯金 | 411 人 |
| ⑤保険 | 317 人 |
| ⑥デリバティブ | 2 人 |
| ⑦商品 | 3 人 |
| ⑧不動産 | 293 人 |
| ⑨その他 | 8 人 |
| 回答なし | 21 人 |



金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査<質問表>

金融所得の課税のあり方に関するアンケート調査

1. はじめに

Q1 あなたは、どのような分野がご専門ですか？(複数回答可)

| | | |
|-------------------------|------------------|-----|
| 金融商品(株式、投資信託、公社債、預貯金など) | 保険 | 不動産 |
| 商品投資 | ライフプランニング(年金を含む) | 税金 |
| | | 相続 |

Q2 契約関係等、関係の深い金融業者等があれば、お教えてください？(複数回答可)

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 証券会社 | 銀行 | 保険会社 | 商品取引会社 |
| 不動産会社 | その他() | | |

Q3 税制について不明な点があれば、誰に照会されますか？(複数回答可)

| | | | | |
|--------|-------|------|--------|------|
| 税理士 | 公認会計士 | 証券会社 | 銀行 | 保険会社 |
| 商品取引会社 | 不動産会社 | 税務当局 | その他() | |

2. 金融所得課税の現状について

(1)税制全般

Q4 相談に来られる顧客の方は、金融商品の選択にあたって、どのような点を最も重視されていますか？(複数回答可)

| | | |
|-----------------|--------|--------|
| リスクがあってもリターンが高い | 安全性が高い | 換金しやすい |
| 商品がわかりやすい | その他() | |

Q5 相談に来られる顧客の方は、金融商品の選択にあたって、税制を重視されていますか？

重視している顧客が多い。 重視していない顧客が多い。

Q6 Q5 で と回答された方にお伺いします。相談に来られる顧客の方は、なぜ税制を重視されていないのでしょうか？

利益さえ出していればよく、税負担を負うのは仕方ないと考えているから
 税制よりも、その金融商品の特徴が自分のニーズにあっているかを重視しているから
 税制が複雑すぎて、よくわからないから
 その他()

Q7 税制を重視されている顧客の方は、どの点を金融商品の選択のポイントとされていますか？(複数回答可)

| | | |
|----------------------------|---------|--------|
| 税率の高低 | 優遇措置の有無 | 税制の簡素さ |
| 納税事務負担(源泉徴収のみか、確定申告が必要かなど) | | |
| その他() | | |

(2)証券税制改革の評価

Q8 最近の一連の証券税制改革を、顧客は知っていると思われませんか？

大半の顧客は知っている。 株式や株式投資信託に投資をしている顧客は知っている。
証券税制改革があったことは知っているが、内容は知らない。
証券税制改革があったことも知らない。

Q9 Q8 で 、 と回答された方にお伺いします。最近の一連の証券税制改革により、顧客の株式や株式投資信託への投資行動は、どのような影響を受けましたか？

株式や株式投資信託への投資を開始した又は増やした顧客が多い。
株式や株式投資信託への投資をやめた又は減らした顧客が多い。
顧客の株式や株式投資信託への投資を開始した又は増やした顧客と、やめた又は減らした顧客とが同程度いる。
顧客の株式や株式投資信託への投資に影響を与えていない。

Q10 Q9 で ~ に回答された方にお伺いします。顧客が Q9 で回答された行動をとった原因として考えられる項目を、以下の中から挙げてください。(3 つまで回答可能)

株式や株式投資信託の配当、分配金、譲渡益の税率を原則 20% に一本化したこと
上場株式や株式投資信託の配当、分配金、譲渡益の税率を、平成 19 年(度)末までの 5 年間(株式投資信託は 4 年間)は、10% に軽減したこと
株式投資信託の解約・償還損と株式譲渡益との損益通算ができるようになったこと
上場株式の譲渡損や株式投資信託の損失が 3 年間繰り越せるようになったこと
特定口座の導入により、申告が不要になったり、納税手続きが簡単になったこと
購入金額 1000 万円までの非課税措置(平成 14 年末まで取得した上場株式を平成 17 から 19 年に譲渡した場合に限る)。
みなし取得費(平成 13 年 10 月 1 日の終値の 80%)の特例の導入
100 万円の特別控除(1 年超保有の上場株式の譲渡益を 100 万円まで非課税)の一時的な導入(平成 13 年 10 月に導入し、平成 14 年末に廃止)
株式譲渡益の源泉分離課税の平成 14 年末での廃止
度重なる改正により、証券税制の全体像がわかりにくくなった。
よくわからない。

(3)金融商品(株式、投資信託、債券、預金、保険、デリバティブなど)全般の税制

Q11 . フィナンシャル・プランナーとして業務を行う上で、顧客に金融商品の税制について助言を行う際に困る点は何かありますか？(複数回答可能)

税制が頻繁に変更される点
税制が複雑すぎる点
性格が類似の金融商品であっても課税方法が異なる場合がある点
金融商品ごとに課税方法が異なる点
税法の解釈があいまいな点
その他()

3. 金融商品課税の今後のあり方について

以下については、顧客の視点を踏まえてご回答ください。

(1) 基本的な方向性について

(a) 課税の枠組みについて

Q12. 金融商品(株式、投資信託、債券、預金、保険、デリバティブなど)の税制は、現在、商品や所得の種類ごとに税率や課税方法が異なる制度となっています。このような税制について、どうお考えですか？

複雑でわかりにくく、金融商品間でも税負担のバランスがとれていないため、統一化・簡素化すべきである。

各金融商品の性格に適した課税が行われており、特に改正する必要はない。

給与所得、事業所得などの総合課税の所得と合算して、累進税率を適用すべきである。

その他()

(b) 税率の格差について

Q13. 金融商品間・所得間の税率の差については、どのようにお考えですか？

金融商品間で差が生じないように一本化すべきである。

株式・投資信託などのリスク商品の税率は、預貯金の利子など、リスクの少ない商品よりも低くすべきである。

株式・投資信託などのリスク商品は、担税力の高い層が有していると思われるため、預貯金の利子よりも税率を高くすべきである。

(c) 損失の通算について

Q14. 現在、株式等の譲渡損や株式投資信託の解約損は、株式等の譲渡益からしか控除が認められていません。また、債券の償還差損や為替差損なども、他の金融商品の利益との通算が制限されています。リスクを負った投資を促進するためには、損失の通算を幅広く認めるべきとの意見がありますが、この意見についてはどう思われますか？

そう思う。 そう思わない。 わからない

Q15. 譲渡損の通算を幅広く認めると、個人投資家が、損失を前倒して実現して所得を減らし、支払う税額を減らす一方で、譲渡益の実現を先送りする行動をとる可能性が指摘されていますが、このような指摘について、どのように思われますか？

指摘どおり、損失を前倒して実現し、譲渡益の実現を遅らせる可能性がある。

損失を控除できたとしても、戻ってくるキャッシュ・フローが減少することには違いはなく、損失の実現はできるだけ回避するものと思われる。

どちらとも言えない。

Q16 顧客に株式、投資信託などのリスク商品への投資を促すために、以下の(ア)、(イ)のいずれかを導入するとした場合、どちらが有効だと思われますか？

(ア)リスク商品の損失を他の所得と幅広く通算できるようにする方法

(イ)リスク商品の利益を非課税とする方法(ただし、損失の通算は全く認めない)

(ア)の損失の通算の方が有効である。

リスク商品や他の金融商品の利益だけでなく、給与所得・事業所得などの総合課税の所得とも通算できるのであれば、(ア)の損失の通算の方が有効である。

税率が他の金融商品と同程度(20%程度)であれば、(ア)の損失の通算の方が有効である。

税率が他の金融商品よりも低ければ(例えば10%程度)であれば、(ア)の損失の通算の方が有効である。

(イ)の非課税の方が有効である。

わからない。

Q17. 来年4月からペイオフが全面解禁される予定ですが、仮にペイオフにより預金に損失が生じた場合、その損失は他の金融商品の利益と通算を認めるべきであるとお考えですか？

認めるべきである。

金融商品の利益のみならず、給与所得や事業所得などとも通算を認めるべきである。

認めるべきではない。

(2)課税の一元化について

(a)一元化への賛否

Q18. 現在、金融商品の損益を幅広く通算した上で、同じ税率を適用する、金融所得課税の一元化が検討されています。このような税制について賛同されますか？

賛成である。

反対である。

わからない。

(b)一元化の範囲について

Q19. Q18で と回答された方にお伺いします。金融所得課税の一元化の範囲を、どこまで広げるのが望ましいですか？

株式、株式投資信託、ETF、REIT 及び株式関連デリバティブ

株式、**公社債**、証券(株式・**公社債**)投資信託、REIT などの有価証券及び有価証券デリバティブ

株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、**預貯金**、及び関連デリバティブ

株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、**保険**及び関連デリバティブ

株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、保険、**商品取引**及び関連デリバティブ

株式、公社債、証券(株式・公社債)投資信託、REIT などの有価証券、預貯金、保険、商

品取引、関連デリバティブ及び不動産

(c) 給与所得・事業所得などとの通算について

Q20．金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、その損失は給与所得や事業所得などの総合課税の所得と通算を認めるべきだと思いますか？

通算を認めるべきである。 通算を認めるべきではない。 わからない。

(d) 損失の繰越しについて

Q21．現在のわが国の税制では、その年の株式等の譲渡益から控除し切れなかった上場株式等の譲渡損失は、3年間を限度に、翌年以降に繰り越すことが認められています。課税一元化により金融商品間(あるいは給与所得等との間)で幅広い損益通算を認めた場合、通算後に残った損失の繰越期間はどの程度にすべきと考えますか？

3年よりも短くてよい。 3年程度でよい
5年程度に延長すべきである。
改正後の法人税法と同様に、7年程度に延長すべきである。
10年程度に延長すべきである。 無期限に延長すべきである。
損失を繰り越すのではなく、損失に対応する税額を還付すべきである。
繰越も還付も認めるべきではない。

(e) 税率の水準について

Q22．金融商品の税率について、どのようにお考えですか？ また、その理由は？

金融商品の税率を20%程度に設定すべきである。
金融商品の税率を総合課税の最低税率(15%)程度に設定すべきである。
給与所得や事業所得などと合算して累進税率を適用すべきである。
総合課税の税率よりも低い累進税率を適用すべきである。
総合課税の税率よりも高い税率(総合課税の税率に追加して課税、高い累進税率、50%超の税率など)を適用すべきである。

理由()

(3) 配当二重課税について

Q23．現在のわが国の税制では、投資家が受け取る配当金に対しては、株式の発行法人で一度法人税が課税され、投資家が受け取った段階で所得税(法人投資家の場合は法人税)が課税されています。この二重課税を調整するために、個人投資家の場合には配当控除が所得税法上認められていますが、必ずしも完全な二重課税の調整には至っていません。配当二重課税についてどのようにお考えですか？

株式の魅力を高めるためにも、調整は必要である。
投資家は配当二重課税を意識しておらず、調整の必要はない。
調整は必要だが、あまり複雑な方法は望ましくない。

(4) 納税方法について

Q24．現在のわが国の税制では、源泉徴収のみで納税が完結する方法や、確定申告が必要となる方法などが混在しています。確定申告が必要な金融商品は、源泉徴収のみで納税が完了する金融商品に比べ、不利であると思われませんか？

不利である。 不利ではない。

Q25．すべての金融商品について申告納税に統一すべきとの考え方について、どう思われますか？

申告納税に統一すべきである。
電子申告・電子納税の普及などにあわせ、将来的には申告納税に統一すべきだが、当面は、源泉徴収も併用すべきである。
申告納税に統一する必要はない。

Q26．Q25で、と回答された方にお伺いします。源泉徴収を残す場合、現行の利子課税のように全く他の所得とは通算を認めない方式(源泉分離課税)と、自主的に確定申告すれば他の金融所得の損失(譲渡損・償還損など)と通算できる方式(申告不要方式)といずれが望ましいと思われませんか？

源泉分離課税が望ましい。 申告不要方式が望ましい。 どちらとも言えない。

Q27．例えば、確定申告した場合の税率は10%だが、確定申告しなければ20%で源泉徴収される場合、どちらの制度を選択しますか？

確定申告する。 源泉徴収を選択する。 わからない。

Q28．特定口座の導入以後、個人投資家は、特定口座を積極的に利用しているように思われますか？

利用している。 利用していない。 どちらとも言えない。

Q29．特定口座の取引対象や管理対象となる所得を今後拡大していくべきと思われませんか？

拡大していくべきである。 現状のままでよい。 特定口座を廃止すべきである。

Q30．特定口座を設ける証券会社・金融機関を決める場合に、顧客の方は、どの点を最も重視すると思われますか？

株式等のリスク商品の取扱経験が豊富なこと

投資アドバイス機能が充実していること

アクセスが容易なこと

顧客は、そのニーズに応じて、特定口座を複数の証券会社・金融機関に設けることができるため、一概には言えない。

その他()

Q31．金融所得の納税方法を申告納税に一本化する場合、納税者番号制度の導入が論点の一つになるものと予想されます。納税者番号制を導入すると、取引の捕捉漏れが減少し、課税の公正性が確保されるとともに、税務行政のコスト削減にもつながると考えられています。納税者番号制度についてどのようにお考えですか？

導入すべきである。

実質的な課税の公平を維持するためには、導入もやむを得ない。

導入すべきでない。

Q32．Q31で と回答された方にお伺いします。納税者番号制度を選択した納税者には、納税者番号制度を導入していない納税者よりも、金融商品間での幅広い損益通算(利子と譲渡損・償還損等など)を認めるというアイデアについて、どう思われますか？

受け入れられる。

受け入れられない。

Q33．Q31で と回答された方にお伺いします。納税者番号制度を選択した納税者の金融所得には、納税者番号制度を導入していない納税者よりも低い税率を適用するというアイデアについてどう思われますか？

受け入れられる。

受け入れられない。

4.顧客の状況

Q34 あなたのお客様は、どういう方が多いですか？(複数回答可)

- | | | | | |
|---------|----------|---------------|------------|---------|
| (1)年齢 | 30歳以下 | 30歳～50歳 | 50歳～65歳 | 65歳～ |
| (2)職業 | サラリーマン | 会社役員 | 自営業・会社経営 | 専業主婦(夫) |
| (3)年収 | 1000万円以下 | 1000～2000万円 | 2000万円～1億円 | 1億円超 |
| (4)資産規模 | 1000万円以下 | 1000万円～2000万円 | 2000万円～1億円 | 1億円超 |

Q35 あなたのお客様の資産内容には、どういう資産が多いですか？(複数回答可)

- | | | | |
|--------|---------------|-----|-----|
| 株式 | 投資信託(REITを含む) | 公社債 | 預貯金 |
| 保険 | デリバティブ | 商品 | 不動産 |
| その他() | | | |